

## 建築審査会の審議の特例について

水戸市建築審査会

水戸市建築審査会（以下「審査会という。」）は、次に掲げる基準に適合する審議事案については、あらかじめ同意するものとする。この場合において、市長は、当該基準に適合するものについて許可をしたときは、当該行政処分を行った日以降の最初に開催される審査会に報告するものとする。

### 1 建築基準法第43条第2項第二号に規定する許可に係る包括同意基準

この基準は、次の要件のいずれかに該当する敷地について適用する。ただし、市長が特に審査会への諮問を必要と認めた場合を除く。

- (1) 建築基準法施行規則第10条の3第4項第二号の規定に適合し、かつ、農道その他これに類する公共の用に供する道の管理者又は所有者の当該道の占有若しくは使用に関する許可又は同意を得ていること。
- (2) 水戸市が定める「水戸市私道取扱い要項（平成16年水戸市告示第65号）」の規定に基づく協定道路又は建築基準法第42条準用道路として認定されている道路は、建築基準法施行規則第10条の3第4項第三号の規定に適合し、かつ、建築基準法第43条第2項第二号許可における取扱い基準を満たし、道路に有効に接すること。
- (3) 公道で建築基準法第42条第2項の道路として判断されない通路は、建築基準法施行規則第10条の3第4項第三号の規定に適合し、かつ、建築基準法第43条第2項第二号許可における取扱い基準を満たし、道路に有効に接すること。
- (4) 建築基準法第42条の道路と敷地との間にある河川等に橋などを設置するときは、建築基準法施行規則第10条の3第4項第三号の規定に適合し、かつ、建築基準法第43条第2項第二号許可における取扱い基準を満たし、道路に有効に接すること。

### 2 建築基準法第42条第3項の規定による「道の水平距離の指定」の許可に係る包括同意基準

この基準は、次の要件に該当する道路について適用する。ただし、市長が特に審査会への諮問を必要と認めた場合を除く。

- (1) 水戸市が定める「水戸市私道取扱い要項（平成16年水戸市告示第65号）」の規定に基づく「道の水平距離の指定」を受けた道路。

付 則

この基準は、平成11年3月23日から施行する。（第1項の規定制定）

付 則

この基準は、平成11年6月24日から施行する。（第2項の規定制定）

付 則

この基準は、平成16年8月24日から施行する。（第2項の規定の一部改正）

付 則

この基準は、平成18年8月18日から施行する。（第2項の規定の一部改正）

付 則

この基準は、平成20年12月25日から施行する。（第3項の規制制定）

付 則

この基準は、平成21年12月25日から施行する。（第2項の規定の一部改正）

付 則

この基準は、平成30年12月26日から施行する。（旧第1項の規定の削除、旧第2項の規定の一部改正、旧第2項及び旧第3項の規定繰り上げ）

付 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。（第1項第二号の規定の一部改正）